

令和4年（ワ）第891号 国家賠償請求事件

原告 ラトナヤケ・リヤナゲ・ワヨミ・ニサンサラ・ラトナヤケ ほか2名

被告 国

5

原告ら第17準備書面
(医療不提供にかかる主張整理)

2025年1月24日

10 名古屋地方裁判所民事第10部合議口B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 川口直也

本書面は、必要な医療の提供の懈怠にかかる原告らの主張（具体的な事実関係を
15 踏まえ、死亡との結果にも留意した上で、どの時点で、誰が、どのような行為を行
うべきであったのか）について整理し、立証計画についての意見を述べた書面であ
る。なお、以下の日付は特に記さない限り2021年である。

第1 義務違反① 1月28日の新美医師診察当時の義務違反

20 詳細は、原告らの第3準備書面13頁～15頁、第7準備書面9頁～13
頁、19頁、第12準備書面3頁～4頁、第14準備書面4頁～6頁、第15
準備書面4頁～13頁等で述べたとおりである。

1 義務違反の内容

25 ① 新美医師は、遅くとも1月28日の診療の時点で、同月26日の尿検査の
結果を踏まえて、看護師及び看守勤務者ら職員に対し、ウィシュマさんの水
分摂取量・食事摂取量（嘔吐の状況を含む。）、排尿・排便に関する情報を正

原告ら第17準備書面
医療不提供にかかる主張整理

確に記録し、報告するように指示すべきであったのにしなかった。

- ② 看護師は、遅くとも1月28日の診療の時点で、同月26日の尿検査の結果を踏まえて、ウィシュマさんの水分摂取量・食事摂取量、排尿・排便の回数を正確に記録し、新美医師に報告すべきであったのにしなかった。

5 2 原告らの主張の概要

1月11日頃から、吐き気、便秘、食欲の低下、胃痛、胃液の逆流等の症状を呈し、食事や水分の摂取量が減少し、体重も減少していたという問診結果や身体所見、臨床症状に加え、同月26日の尿検査で「ケトン体+」の結果が出たこと（甲4の1～3、甲5）、同月28日にウィシュマさんが新美医師に対して右下肢疼痛・痺れ、唇の感覚消失等を訴えていたこと等を踏まえれば、庁内医師である新美医師は、1月28日の診察時点で、（ビタミンB1不足を含む）低栄養・脱水の可能性を考えるべきであり、食事指導や血液検査、点滴等の可否を判断するために、正確に水分や食事の摂取量等を記録し報告するように、看護師及び看守勤務者らに指示すべきであった（甲46、甲86）。また、看護師においても、医師の具体的指示がなくとも、正確に水分や食事の摂取量等を記録し報告すべきであった。

栄養と水分は人間が生命健康を維持するために最も必要とする要素であるところ、ウィシュマさんの低栄養と脱水状態が続けば、確実に死に至ることとなる。低栄養や脱水は、足りない栄養及び水分を補うことで回復するものであるから、（正確な水分や食事の摂取量を把握した上で）栄養及び水分の補給に繋がる適切な処置をとっていれば、ウィシュマさんが3月6日の死亡時点においてなお生存していた高度の蓋然性があることは明らかである。

第2 義務違反② 2月4日の新美医師診察当時の義務違反

詳細は、原告らの第3準備書面15頁～17頁、第12準備書面4頁～6頁、第15準備書面4頁～13頁等で述べたとおりである。

1 義務違反の内容

- ① 新美医師は、遅くとも2月4日の診察の時点で、1月26日の尿検査の結果及びその後の状況を踏まえて、看護師に対し、すみやかに血液検査を指示して、点滴による栄養補給・補水を指示すべきであったのにしなかった。
- 5 ② 新美医師は、遅くとも2月4日の診察の時点で、1月26日の尿検査の結果及びその後の状況を踏まえて、入管施設内での点滴ができないのであれば、看守勤務者らに対し、すみやかに外部医療機関の受診を指示すべきであったのにしなかった。
- 10 ③ 新美医師は、遅くとも2月4日の診察の時点で、1月26日の尿検査の結果及びその後の状況を踏まえて、看護師及び看守勤務者ら職員に対し、ウィシュマさんの水分摂取量・食事摂取量（嘔吐の状況を含む。）、排尿・排便に関する情報を正確に記録し、報告するように指示すべきであったのにしなかった。
- 15 ④ 看護師は、遅くとも2月4日の診察の時点で、1月26日の尿検査の結果及びその後の状況を踏まえて、ウィシュマさんの水分摂取量・食事摂取量、排尿・排便の回数を正確に記録し、新美医師に報告すべきであったのにしなかった。

2 原告らの主張の概要

- 1月26日の尿検査で「ケトン体+」の結果が出ていたことに加え、同月28
- 20 日の診察以降、複数回の嘔吐、吐血、血尿、発熱、血圧上昇がみられ、全身の痛みを訴えていたこと、2月3日には自力歩行できない状態となるなど臨床症状が急激に変化していたことからすれば（甲4の1～3）、新美医師は、2月4日の診察時点で、水分や食事の摂取量等の正確な把握のほか、すみやかに血液検査を実施し、栄養状態等の改善を図るために点滴をすべきであった（甲86）。また、入
- 25 管施設内でそれが実施できないのであれば、すみやかに外部医療機関の受診をさせるべきであった。

第3 義務違反③ 2月15日の尿検査結果判明時点から2月18日の新美医師診察当時にかけての義務違反

5 詳細は、原告らの第3準備書面18頁～28頁、第7準備書面22頁～25頁、第12準備書面6頁～27頁、第14準備書面6頁～7頁、第15準備書面13頁～16頁等で述べたとおりである。

1 義務違反の内容

10 ① 新美医師は、遅くとも2月18日の診察の時点で、同月15日の尿検査の結果を踏まえて、看護師に対し、すみやかに血液ガス分析及び血液検査を指示して、飢餓状態や脱水症状等の健康状態を確認した上で、速やかに点滴による栄養補給（チアミン等）・補水を指示すべきであったのにしなかった。

② 新美医師は、遅くとも2月18日の診察の時点で、同月15日の尿検査の結果を踏まえて、すみやかに、自ら検査、鑑別診断、点滴等を行うか、もしくは、看守勤務者らに対し、検査、鑑別診断、点滴等を行うことが可能な外部医療機関で受診させるよう指示すべきであったのにしなかった。

15 ③ 新美医師は、遅くとも2月18日の診察の時点で、同月15日の尿検査の結果を踏まえて、看護師及び看守勤務者らに対し、ウィシュマさんの水分摂取量・食事摂取量（嘔吐の状況を含む。）、排尿・排便に関する情報を正確に記録し、報告するように指示すべきであったのにしなかった。

20 ④ 看護師は、遅くとも2月18日の診療の時点で、同月15日の尿検査の結果を踏まえて、ウィシュマさんの水分摂取量・食事摂取量、排尿・排便の回数を正確に記録し、新美医師に報告すべきであったのにしなかった。

⑤ 庁内整形外科医師は、2月16日の時点で、精神科の疾患を疑う前に、機能的な異常を疑い、検査を指示すべきであったのにそれをしなかった。

2 原告らの主張の概要

25 2月4日の診察以降、下肢痛、しびれ、口唇のしびれを訴え、継続的に嘔吐し、食事についても、主食の一部を摂取するか、あるいは全量未摂取の状態が

継続し、体重の減少も続いていた。さらに、意味不明な言葉を発し、自立歩行ができず、ベッドからも自力で起き上がれず、筆跡も乱れるなど（甲4の3、甲6、甲8、甲9、甲85）、衰弱の程度が急激に悪化した。

5 こうした、食事が摂取できず、衰弱を示す症状が継続する中、2月15日の尿検査では「ケトン体3+」「ウロビリノーゲン3+」「蛋白質3+」の結果が出ており（甲5）、それぞれ飢餓性ケトアシドーシス、肝機能障害、腎機能障害の可能性を疑うべきものであった。

10 飢餓状態のまま適切な治療を行わなければ、人は死亡に至るのであるから、その結果を回避するため、低栄養及び脱水に対する処置、具体的には、すみやかに点滴による栄養補給と補水が必要であった（甲46、甲86）。特に、臨床症状等からビタミンB1不足であることは容易に推察できるところ、経静脈的にチアミンを投与する必要があった（甲110）。

15 そして、2月15日の尿検査の結果を踏まえれば、精神科の受診を指示するのではなく、確定診断及び適切な治療のために、すみやかに血液ガス分析（動脈血ガス分析）及び血液検査をする必要があった（甲46、甲103）。また、新美医師の能力あるいは名古屋入管の設備において確定診断等が困難であれば、すみやかに外部医療機関での検査、鑑別診断、点滴等の受診をさせる必要があった。

20 2月16日に診察をした庁内整形外科医師においても、精神科の疾患を疑う前に、しびれの症状について鑑別診断あるいはそのための検査をする必要があった。

第4 義務違反④ 2月18日の新美医師診察後の義務違反

25 詳細は、訴状17頁～22頁、原告らの第7準備書面28頁～44頁、第10準備書面16頁～42頁、第12準備書面27頁～29頁、第13準備書面3～4頁、第14準備書面7頁～8頁等で述べたとおりである。

1 義務違反の内容

- ① 看護師は、遅くとも3月4日の精神科医師の受診までに、ウィシュマさんの異常な臨床症状を新美医師に報告すべきであったのにしなかった。
- ② 看守勤務者らは、遅くとも3月4日の精神科医師の受診までに、ウィシュマさんの異常な臨床症状を新美医師及び名古屋入管局長等に報告すべきであったのにしなかった。
- ③ 処遇担当統括は、ウィシュマさんから診療の申出があったにもかかわらず、処遇細則34条1項に従って局長に報告してその指示を受けず、また、処遇細則34条2項に従って急を要すると判断して同統括の判断で速やかに医師の診療を受けさせた上で局長に報告することもなかった。

2 原告らの主張の概要

- 2月18日の診察以降、しびれや意識障害等、ビタミンB1不足の特徴的な症状が見られており（甲85、甲103、甲116）、看護師や看守勤務者らがそれらの異常な臨床症状について、新美医師や入管上層部に報告する必要があった。また、ウィシュマさんは診療申出を書面等で行っており（甲6の8など）、処遇担当統括は処遇細則34条（甲15）に従って局長に報告して適切な指示を仰ぐか、急を要する場合は、自らの判断で医師に診療させる必要があった。そして、新美医師ないし外部医療機関において低栄養・脱水への対応としてチアミンやブドウ糖を含む点滴を実施していれば劇的に症状が改善する可能性があったのであり（甲103）、ウィシュマさんは死亡に至らなかった。

第5 義務違反⑤ 精神科医師への不適切な情報提供

詳細は、原告らの第7準備書面44頁～55頁、第14準備書面8頁～9頁、第15準備書面19頁～23頁等で述べたとおりである。

1 義務違反の内容

- ① 3月4日の精神科医師受診にあたって、新美医師は、精神科医師に適切な

情報を提供すべきであったのにしなかった。

- ② 3月4日の精神科医師受診にあたって、病院に同行した看守勤務者らによって不適切な情報が提供された。

2 原告らの主張の概要

- 5 3月4日、名古屋掖済会病院精神科の受診にあたり、新美医師から、精神科医師に対し、提供すべき情報（特に、尿検査の結果、血圧の低下、血圧測定が不能な状態があったこと等）が提供されなかった（甲5）。

また、病院に同行した看守勤務者らは、精神科医師に対し、詐病の可能性を説明したか若しくは示唆した（甲5）。

- 10 精神科医師は、ウィシュマさんを内科的に問題のない通常の成人女性であるとして扱うほかなく、薬剤の慎重投与が必要な状態の患者として扱う端緒がなかった結果、当時のウィシュマさんにとっては過剰といえるニトラゼパム及びクエチアピンが投与された（甲4の1）。

15 第6 義務違反⑥ 救急搬送を要請しなかったこと

詳細は、原告らの第7準備書面55頁～59頁、第10準備書面42頁～49頁、第13準備書面25頁～41頁、第14準備書面9頁～10頁等で述べたとおりである。

1 義務違反の内容

- 20 遅くとも3月5日7時52分頃から同月6日11時15分頃までの時点で、処遇担当統括及び看守勤務者らは、救急搬送を要請すべきであったのに、それをしなかった。

2 原告らの主張の概要

- 25 3月4日の精神科医師の受診後、ウィシュマさんはニトラゼパム及びクエチアピンを服用して就寝した。翌5日7時52分頃、看守勤務者らがバイタルチェックをしようとしたところ、ウィシュマさんは脱力していて測定不能であつ

状を庁内医師・看護師・名古屋入管局長等に報告・連絡し、経過観察を行う体制を構築すべきであったのに、これをしていなかった。

5 ③ 名古屋入管局長は、遅くとも3月6日11時15分までの時点で、ウィシュマさんの水分摂取量・食事摂取量（嘔吐の状況を含む。）、排尿・排便に関する情報を正確に記録し、庁内医師や看護師に報告し、意識障害が疑われるなどの臨床症状を医師・看護師・名古屋入管局長等に報告・連絡・相談することを徹底し、異変に対して迅速かつ適切に対応する体制を構築すべきであったのに、これをしていなかった。

10 ④ 名古屋入管局長は、被収容者が診療申出を行ったときに処遇担当統括が局長に報告して指示を仰ぎ、急を要するときは処遇担当統括が医師の診察を受けさせた上で、速やかに局長に報告を行うとの処遇細則（34条1項・2項）が遵守される体制を構築すべきであったのに、これをしていなかった。

15 ⑤ 処遇担当統括は、被収容者が診療申出を行ったときに局長に報告して指示を仰ぎ、急を要するときは、自ら医師の診療を受けさせた上で、速やかに局長に報告を行う義務があったのに、これを恒常的に行っていなかった（処遇細則34条1項・2項違反）。

⑥ 名古屋入管局長は、3月4日から3月6日にかけて、（看守勤務者及び医療従事者から異状の報告を受けていたにも関わらず）、休日の人員体制の整備及び医療機関との連携を図るべきであったがそれをしなかった。

20 ⑦ 名古屋入管局長は、看守勤務者らに対し、平成30年3月5日付け通達を周知し、看守勤務者らに対する拒食者対応の研修・教育をすべきであったにもかかわらずこれをしなかった。

25 ⑧ 名古屋入管局長は、バイタルチェックや緊急対応時のマニュアル・基準等を策定し、局内の職員に対して研修を行い、異変を敏感に察知できるような意識を涵養するとともに、医療機関及び現場と幹部の情報供給を円滑におこなう方

法を確立し、異変が生じた際に躊躇なく救急搬送を要請する体制を構築すべきであったのにそれをしなかった。

第8 立証計画についての意見

- 5 原告らの主張を支える医学的知見については、原告ら側から医師の証人尋問を請求する予定である。また、義務違反の前提となる具体的事実については、監視カメラ映像の全てが開示されていないことも踏まえ、当時の名古屋入管局長、処遇担当統括、ウィシュマさんを担当していた看守勤務者ら、新美医師、庁内整形外科医師、看護師を含む者たちの証人尋問が必要不可欠と考えている。

10

以 上